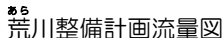


あら しょうらい
荒川の将来をどのような整備していくかなどの基本方針・計画を定めています。



改正前の河川法では、河川管理者は、水系ごとに「工事実施基本計画」を策定しておくこととされており、また、策定手続きとしても、建設大臣が策定する場合に河川審議会の意見を聴くこととされていました。

しかし、河川環境の整備と保全を求める国民のニーズに的確に応え、また、河川の特性と地域の風土・文化等の実情に応じた河川整備を推進するためには、河川管理者だけによる河川の整備計画ではなく、地域との連携が不可欠です。

また、これまでの工事実施基本計画は河川整備の内容が詳細に決められておらず、具体的な川づくりの姿が明らかになっていませんでした。

このため、豊かでうるおいのある質の高い国民生活や良好な環境を求める国民のニーズの増大等の最近の動きに的確に應えるため、これまでの工事実施基本計画の制度を見直し、新たな計画制度を創設しました。

具体的には、工事実施基本計画で定めている内容を、河川整備の基本となるべき方針に関する事項（河川整備基本方針）と具体的な河川整備に関する事項（河川整備計画）に区分し、後者については、具体的な川づくりが明らかになるように工事実施基本計画よりもさらに具体化するとともに、地域の意向を反映する手続きを導入することとしました。

▶ 荒川水系河川整備計画の内容

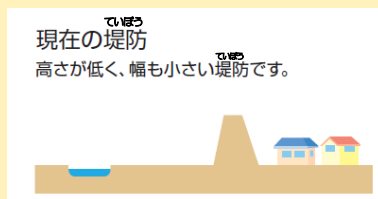
荒川では、2007（平成19）年3月に策定された「荒川水系河川整備基本方針」に基づき、2016（平成28）年3月に整備目標の期間を概ね30年間とした「荒川水系河川整備計画」が策定されました（2020（令和2）年9月に変更）。

荒川は首都圏を貫流し治水・利水上の重要性が極めて高いだけでなく、貴重なレクリエーションの場となっているほか、中流部の広大な高水敷等に多様な生物の生息環境が形成されるなど、治水・利水・環境・防災といった機能が密接に影響しあっています。そのため河川整備に当たり、これらの多面的な機能を横断的に連携して発揮させ、治水・利水・環境それぞれの目標が調和されながら達成されるような効果的な施策を検討し、総合的な視点で整備を実施します。

▶ 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標

戦後最大洪水である1947（昭和22）年9月洪水（カスリーン台風）と同規模の洪水が発生しても災害の発生を防ぎます。

危機管理型ハード対策とソフト対策を一体的・計画的に推進し、想定し得る最大規模の洪水等が発生した場合においても、人命・資産・社会経済の被害をできる限り軽減できるよう努めます。



現在の堤防
高さが低く、幅も小さい堤防です。



堤防の強化
堤防の高さを上げて、幅も広い大きな堤防にします。

堤防の強化（ハード対策）

▶ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、寄居地点でかんがい期は概ね23m³/s、非かんがい期は概ね9m³/s、秋ヶ瀬取水堰下流地点では年間を通して概ね5m³/sを流水の正常な機能を維持するため必要な流量とし、これらの流量を安定的に確保します。



下流側から見た秋ヶ瀬取水堰

▶ 河川環境の整備と保全に関する目標

治水、利水及び流域の自然環境、社会環境との調和を図りながら、河川空間における自然環境の保全と秩序ある利用の促進を目指します。

中下流部については、昭和20年代の多様性のある湿地環境を取り戻すため、乾燥化してしまった高水敷において掘削等を行い、動植物が生息・生育・繁殖できる湿地環境を再生します。



整備前



整備後

荒川ビオトープ（川島町）

▶ その他河川整備を総合的に行うために留意すべき事項

- 流域全体を視野に入れた総合的な河川管理
- 地域住民、関係機関との連携・協働
- ダムを活かした水源地域の活性化
- 治水技術の伝承の取組



治水技術の伝承の取組（月の輪工法）



地域住民、関係機関との連携・協働
（三ツ又沼ビオトープ）